

幅4m
未満の

狭い道路の拡幅にご協力を ～みんなでつくろう 安心・安全なまち

幅4m未満の狭い道路は、緊急車両の活動を妨げる恐れなどがあります。家の建て替えなどの際には、狭い道路の拡幅整備にご協力ください。詳しくは、区HPをご覧くださいか、お問い合わせください。



問合せ ● 私道の拡幅や助成について…狭あい道路拡幅係 ☎5984-1985 ● 公道の拡幅に伴う土地の寄付について…道路整理係 ☎5984-1972

💡 区にご相談ください!



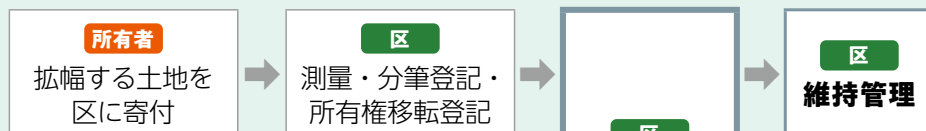
例えば…

- 自宅前の道路が狭く、車が通行しにくい
- 家を建て替えるために道路を広げる必要がある
- 自宅の角地(すみ切り用地)の見通しを良くしたい

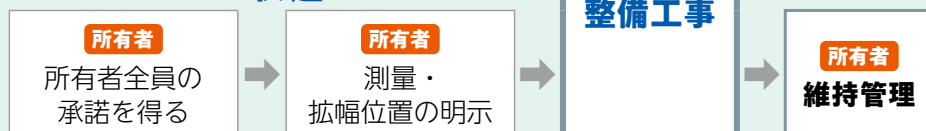
拡幅整備工事の流れ

公道(区道または区有通路)と私道で手続きが異なります。また、工事の対象となる道路には条件があります。

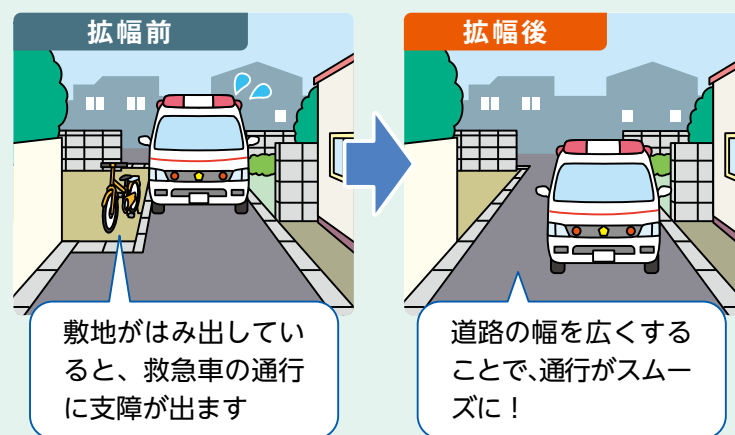
● 拡幅する道路が公道の場合



● 拡幅する道路が私道の場合



拡幅整備工事の例



拡幅に伴う助成を一部紹介

支障物を撤去・移設する際の助成金

区が拡幅整備工事をする前に、ブロック塀や電柱、水道メーターなどの支障物を撤去・移設する必要があります。それらの整備にかかる費用を助成します。

☑ これから拡幅を行う土地の所有者(宅地建物取引業者を除く)
▶ 助成額: 実際に支払った費用(支障物ごとに単価上限あり。総額150万円以内)

支障物(電柱)の移設の例



すみ切り用地を寄付する際の奨励金

交差点のすみ切り用地を区に寄付していただける方に奨励金を交付します。

☑ 2つ以上の公道が交差するすみ切り用地の所有者

区分	奨励金
幅6m未満の公道が交わる角地(※)	面積×路線価の平均
建築基準法などにより、すみ切りとしなければならない土地	1カ所当たり10万円

※東京都建築安全条例の規定により建築の制限を受ける土地。

